

お客さまへ

2026年2月

津島ガス株式会社

ガス料金改定及び払込書発行手数料設定に伴う
ガス供給約款の改定のお知らせ

平素は津島ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

弊社はこれまで、お客さまに安心して都市ガスをご使用いただけるよう、長年にわたり保安とサービスの向上、また、ガス料金価格の維持に努めて参りました。しかしながら昨今の国内外の情勢による物価上昇に伴います資機材の価格や各種業務関連費用が上昇し、かつ、経費削減や業務効率化等による企業努力も限界に達しており、現在の料金水準では将来にわたり都市ガスの安定供給を行っていくことが極めて困難な状況となっております。つきましては、誠に不本意ではございますが、下記のとおりガス料金改定を実施させていただきたいと存じます。

また、ガス料金を払込みの方法にてお支払いをされておりますお客さまにおかれましては、ガス料金ご請求時の払込書発行に係る手数料を設定させていただきます。

弊社では、今後も都市ガスの安定供給と保安の確保を第一に、より一層のサービス向上に取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

■ガス料金改定について

1. 対象となるガス料金メニュー

- ・ガス小売供給約款(一般契約)
- ・選択約款(家庭用調理温水暖房契約、家庭用セントラルヒーティング契約、家庭用コーチェネレーションシステム契約、小型空調契約、蒸気ボイラーパッケージ契約、空調夏期契約、時間帯別B契約)

2. 改定時期

2026年4月検針分のガス料金より(2026年3月定例検針日の翌日)

※ 2026年3月31日までに支払い義務が発生するガス料金は、改定前の料金表に基づき算定をいたします。

3. 改定内容

対象となる各ガス料金メニューの ①基準単位料金 一律 16.50 円／m³ (税込)の値上げ
②基本料金 一律 80.00 円／月 (税込)の値上げ

- ・ 基準単位料金の新旧比較は、裏面の「都市ガス料金 新旧比較表」をご参照願います。
- ・ 以上の変更内容をご承諾いただけます場合は、特段のお手続きは不要です。
- ・ なお、お客さまは、変更内容にご承諾をいただけない場合はガス使用契約を解約することができます。
- ・ お客さまのガスの使用場所を特定する番号であります「供給地点特定番号」は『ガスご使用量のお知らせ』(検針票)にてご確認いただけます。
- ・ ご不明な点があります場合は、弊社までご連絡ください。

■払込書発行手数料について

1. 開始時期 2026年4月検針分のガス料金より（2026年3月定例検針日の翌日）
2. 発行手数料 330円／月（税込）
3. 対象
 - ・毎月のガス料金のお支払い方法が払込みのお客さま
 - ・資金不足等により（口座振替、クレジットカード払いの）お支払いが不可のお客様
※この場合、当該振替日以降に払込書発行（郵送）によるお支払いとなります。
4. ご請求方法 当該期間月の翌月のガス料金に加算
5. その他 この機会に、口座振替またはクレジットカード払いへのお支払い方法への変更を希望されます場合、お手数ではございますが弊社までご連絡をお願いいたします。
※ 専用の申込み用紙をご郵送いたします。

【お問合せ先】

津島ガス株式会社 （ガス小売事業者登録番号 E0008）

津島市錦町2番地 TEL0567-28-1331 FAX0567-28-4715

[受付時間 9:00～17:00 ※土・日・祝を除く]

都市ガス料金 新旧比較表

津島ガス株式会社

●ガス小売供給約款(一般契約)

| 1か月のご使用量 | 改定前 | 改訂後 | 改定前 | 改訂後 |
|---|----------|----------|--------|--------|
| | 基本料金 | | 基準単位料金 | |
| 0m ³ から24m ³ まで | 876.70 | 956.70 | 218.09 | 234.59 |
| 25m ³ から208m ³ まで | 1,408.00 | 1,488.00 | 196.93 | 213.43 |
| 209m ³ ～ | 4,125.00 | 4,205.00 | 183.95 | 200.45 |

●選択約款

◎家庭用調理温水暖房契約(ガス得プラン)

| 適用期(月) | 1か月のご使用量 | 改定前 | 改訂後 | 改定前 | 改訂後 |
|-------------|---------------------------------------|----------|----------|---------|--------|
| | | 基本料金 | | 基準単位料金 | |
| 冬期(12～4月) | 0m ³ から51m ³ まで | 2,530.00 | 2,610.00 | 169.73 | 186.23 |
| | 52m ³ ～ | 4,180.00 | 4,260.00 | 137.59 | 154.09 |
| その他期(5～11月) | 一般契約と同じ | 一般契約と同じ | | 一般契約と同じ | |

◎家庭用セントラルヒーティング契約(床暖ホットプラン)

| 適用期(月) | 改定前 | 改訂後 | 改定前 | 改訂後 |
|-------------|----------|----------|--------|--------|
| | 基本料金 | | 基準単位料金 | |
| 冬期(12～3月) | 4,840.00 | 4,920.00 | 129.97 | 146.47 |
| その他期(4～11月) | 2,728.00 | 2,808.00 | 129.97 | 146.47 |

◎家庭用コーチェネレーションシステム契約

| 適用期 | 改定前 | 改訂後 | 改定前 | 改訂後 |
|-----|----------|----------|--------|--------|
| | 基本料金 | | 基準単位料金 | |
| 通年 | 3,300.00 | 3,380.00 | 114.05 | 130.55 |

◎小型空調契約

| 種別 | 適用期(月) | 改定前 | 改訂後 | 改定前 | 改訂後 |
|----|-------------|----------|----------|--------|--------|
| | | 基本料金 | | 基準単位料金 | |
| 1種 | 冬期(12～3月) | 3,300.00 | 3,380.00 | 126.08 | 142.58 |
| | その他期(4～11月) | 3,300.00 | 3,380.00 | 109.98 | 126.48 |
| 2種 | 冬期(12～3月) | 1,650.00 | 1,730.00 | 143.96 | 160.46 |
| | その他期(4～11月) | 1,650.00 | 1,730.00 | 127.87 | 144.37 |

◎蒸気ボイラーパッケージ契約

| 改定前 | | 改訂後 | | |
|----------|--------|--------|----------|--------|
| 定額基本料金 | 流量基本料金 | 基準単位料金 | 定額基本料金 | 流量基本料金 |
| 3,300.00 | 537.49 | 117.45 | 3,380.00 | 537.49 |
| | | | | 133.95 |

◎空調夏期契約

| 改定前 | | | |
|-----|------------|----------|--------|
| 種別 | 定額基本料金 | 流量基本料金 | 基準単位料金 |
| 1種 | 103,400.00 | 1,077.38 | 102.83 |
| 2種 | 46,750.00 | 1,077.38 | 124.45 |
| 改訂後 | | | |
| 種別 | 定額基本料金 | 流量基本料金 | 基準単位料金 |
| 1種 | 103,480.00 | 1,077.38 | 119.33 |
| 2種 | 46,830.00 | 1,077.38 | 140.95 |

◎時間帯別B契約

| 改定前 | | | | | |
|-----|------------|--------|--------|--------|--------|
| 種別 | 定額基本料金 | 流量基本料金 | 昼間基本料金 | 夜間基本料金 | 基準単位料金 |
| 1種 | 214,500.00 | 587.56 | 24.32 | 8.42 | 88.47 |
| 2種 | 49,500.00 | 587.56 | 24.32 | 8.42 | 119.95 |
| 改訂後 | | | | | |
| 種別 | 定額基本料金 | 流量基本料金 | 昼間基本料金 | 夜間基本料金 | 基準単位料金 |
| 1種 | 214,580.00 | 587.56 | 24.32 | 8.42 | 104.97 |
| 2種 | 49,580.00 | 587.56 | 24.32 | 8.42 | 136.45 |

(単位:円・税込)

【ご参考】ガス料金の算定方法

○ガス料金(税込)の算定

早収料金(税込)

$$= \text{基本料金(税込)} + (\text{ご使用量} \times \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整制度による調整額})(\text{税込})$$

※円未満切り捨て

- ・ ガス料金(税込)は上記の計算式にて算定いたします。
- ・ 「早収料金」とは、ガス料金の支払いが支払義務発生日(検針日等)の翌日から起算して20日以内に行われる場合の料金でございます。
- ・ 政府の『電力・ガス料金支援事業』による従量単価の値引き実施の際は、「原料費調整制度による調整額」に反映をいたします。

以上